（品質管理の記録の保存）

第七条　指定特定共通構造部の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定共通構造部が指定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有するようにしなければならない。この場合において、指定製作者等は、当該指定特定共通構造部が均一性を有するようにするために行う検査等の結果を一年間保存しなければならない。

（届出等）

第八条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　指定を受けた者	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号の書面の記載事項に変更があった場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
二　指定を受けた者	第三条第二項第一号から第三号まで及び第五号の書面（第三号括弧書の書面を除く。）の記載事項に軽微な変更（当該変更に係る特定共通構造部の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定共通構造部が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。）があった場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
三　（略）	（略）	（略）	（略）

2　前項第一号の場合において、第三条第一項第四号の「申請者」は「指定を受けた者」と読み替える。

3　（略）

（指定番号等の告示）

第十二条　国土交通大臣は、指定（第四条第一項の規定による申請に係るものを除く。）又は指定の取消し若しくは指定の効力の停止をしたときは、指定の番号、特定共通構造部の名称及び型式並びに指定を受けた者の氏名又は名称及び住所について告示するものとする。

2　国土交通大臣は、第八条第一項第一号の変更が、第三条第一項第一号及び第四号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。この場合において、第三条第一項第四号の「申請者」は「指定を受けた者」と読み替える。

附　則

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年十一月二十三日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中道路運送車両法関係手数料規則第二条第二号ロの改正規定（「法律第百八十五号」を「法律第百八十五号。以下「法」という。」に改める部分を除く。）　公布の日

二　第三条の規定　令和三年十月一日

（品質管理の記録の保存）

第七条　指定製作者等は、当該指定特定共通構造部が指定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有するようにしなければならない。この場合において、指定製作者等は、当該指定特定共通構造部が均一性を有するようにするために行う検査等の結果を一年間保存しなければならない。

（届出等）

第八条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　指定製作者等	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号の書面の記載事項に変更があった場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
二　指定製作者等	第三条第二項第一号から第三号まで及び第五号の書面（第三号括弧書の書面を除く。）の記載事項に軽微な変更（当該変更に係る特定共通構造部の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定共通構造部が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。）があった場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
三　（略）	（略）	（略）	（略）

2　前項第一号の場合において、第三条第一項第四号の「申請者」は「指定製作者等」と読み替える。

3　（略）

（指定番号等の告示）

第十二条　国土交通大臣は、指定（第四条第一項の規定による申請に係るものを除く。）又は指定の取消し若しくは指定の効力の停止をしたときは、指定の番号、特定共通構造部の名称及び型式並びにその製作者等の氏名又は名称及び住所について告示するものとする。

2　国土交通大臣は、第八条第一項第一号の変更が、第三条第一項第一号及び第四号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。この場合において、第三条第一項第四号の「申請者」は「指定製作者等」と読み替える。